

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 第2期中期計画

(平成29年度～平成32年度)

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 第2期中期計画

＜中期計画の期間＞

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とする。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

県北部をはじめ、香川県東部や兵庫県淡路島地域において、救急患者並びにかかりつけ医からの紹介による患者を積極的に受け入れる地域完結型の中核病院となる。

また、「徳島県地域医療構想」を踏まえ、地域住民が健康で安心して暮らし続けられるよう、地域の医療・介護機関等と密接に連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

(1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 急性期病院としての基本機能の充実

- 紹介と救急による入院患者を積極的に受け入れるとともに、専門的で、かつ質の高いがん診療に取り組む。
- 入院患者を円滑に病棟に受け入れできるよう、ベッドコントロールを担う組織及び専任者を設置する。
- 全てのスタッフがそれぞれの専門的能力を発揮し、チームの力で治療・ケアの水準向上に取り組む。
- 最新の技術・治療法の導入に取り組むとともに、医療機器を整備・充実する。

イ 最適で確実な医療の提供

- 科学的根拠に基づいた標準的な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスの作成・活用により、医療の質の向上に取り組む。
- 毎月開催する医療安全管理委員会を中心に、インシデント・アクシデントリポートの収集・分析ならびにリスク回避方策の検討・評価に取り組む。
- 研修会や院内広報などにより、医療安全対策の情報を共有化し、職員の意識を向上させる。
- 医薬品安全管理の手順書に基づいた取扱いを徹底するとともに、入院患者に対し

わかりやすい服薬管理指導を積極的に実施する。

- ・毎月開催する院内感染防止委員会を中心に、感染防止訓練や研修会の実施、院内感染防止マニュアルの周知徹底等に取り組む。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

ア 患者サービスの向上推進

- ・ソフト・ハード両面のアメニティの向上に向けて、定期的な患者満足度調査を実施するなど、来院者の意見・要望をしっかりと把握し速やかな改善に結び付ける。
- ・院内で働く全てのスタッフが積極的に接遇の向上に取り組めるよう、接遇マニュアルの充実や研修の実施等に取り組む。
- ・病室・診療室・待合スペース等の清掃の徹底と整理整頓を行い、利用者に快適な院内環境を提供する。

イ 個人情報保護・倫理的課題への取り組み

- ・徳島県個人情報保護条例に基づき、各種個人情報を適正に管理するとともに、患者本人からの開示請求手続きに対して適切に対応する。
- ・毎月開催する臨床倫理委員会を中心に、身体抑制等診療・ケアにおける倫理的課題について、患者の人権や家族の心情に配慮しながら適切に対応する。

ウ 医療に関する相談体制

- ・患者の視点に立った医療を提供するとともに、インフォームド・コンセントを徹底する。
- ・地域連携部門・入院支援部門・退院支援部門・訪問看護部門の連携を強化し、入院中の治療や退院後の療養の相談に対し効果的・効率的に対応する。

(3) 救急医療の強化

- ・2次救急医療機関として、全診療科の協力体制と24時間稼働の各種検査体制の強化に取り組む。
- ・1次救急医療機関や地元医師会、消防機関との定期的な意見交換等を通じて、連携体制を一層強化する。

【年間救急患者受入件数】

平成27年度実績値 6,696件 → 平成32年度目標値 6,800件

(4) がん医療の充実

- ・健康管理センターの検診により、がんを早期に発見し、迅速な治療に結びつける。
- ・総合内視鏡センターにおける内科と外科の連携による大腸がん治療、外科と形成外科の連携による乳がん治療など、チーム医療による質の高い治療に取り組む。
- ・地域がん診療連携推進病院として、治療機器の充実により集学的治療の質の向上に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院との連携を強化する。

- ・がんに係る専門医資格や各種認定資格の取得を促進とともに、患者・家族の相談支援に取り組む。
- ・がんリハビリテーションによる機能回復とともに、医師、看護師及び薬剤師等による緩和ケアに取り組む。

【年間がん入院患者延数】

平成27年度実績値 11,413人 → 平成32年度目標値 12,500人

(5) 生活習慣病に対する医療の促進

- ・生活習慣病の発症予防や再発防止のため、健康管理センターの健診受け入れの拡大や機能強化に取り組む。
- ・多職種の専門性を發揮し、生活習慣病患者の治療・ケア及び啓発に取り組む。

(6) 産科医療や小児医療の充実

- ・産科及び小児科の診療体制を充実するとともに、無痛分娩や新生児管理等において他の診療科による支援活動を促進する。
- ・助産師外来・母乳外来等助産師による活動を促進する。

(7) 特徴を發揮した医療の推進

- ・手の外科センターにおいて、医師・看護師・作業療法士が一体となって迅速かつ高度な治療を実施する。
- ・外科と形成外科の連携により、乳がん手術と同時に乳房再建を行い、身体的負担を軽減し、かつQOLを高める治療を実施する。

2 地域医療・介護支援

(1) 医療・介護連携の充実

ア 地域医療支援病院としての機能強化

- ・地域の医療機関との役割分担の明確化に取り組むとともに、「病・病連携」や「病・診連携」の強化を促進し、「紹介率」及び「逆紹介率」を向上させる。
- ・鳴門臨床教育セミナー等の研修会や意見交換会の定期的な開催により、各職種毎に地域医療機関等の職員との「顔の見える関係」づくりに取り組む。

【年間紹介率】

平成27年度実績値 72.2% → 平成32年度目標値 78.0%

【年間逆紹介率】

平成27年度実績値 86.4% → 平成32年度目標値 95.0%

イ 地域連携クリティカルパスの整備普及

- ・急性心筋梗塞、脳卒中、大腿骨頸部骨折、がん、生活習慣病等の地域連携クリティカルパスを活用するとともに、有効性を検証し、改善・充実する。

ウ 高度医療機器の積極的活用

- ・C T ・ M R I ・ D S A ・ 3 D 内視鏡システム等の高度医療機器を積極的に活用し、地域の医療水準の向上に取り組む。

エ 地域包括ケアシステムの構築に向けた支援

- ・早期の機能回復と社会復帰に向け、入院・手術直後からのリハビリテーションを強化する。
- ・ケアマネージャーや訪問看護ステーションとの連携を強化し、医師会とともに地域の在宅支援ネットワークを構築し、退院後の療養支援を行う。
- ・地域の在宅医療や介護を担う従事者に対し、退院時の連携や研修会等を通じて、療養上のケア・処置等に関する情報提供や啓発を行う。
- ・在宅医療・訪問看護の後方支援病院として、症状悪化時の入院受入等に対応する。

(2) 地域住民の健康維持への貢献

- ・健康管理センターにおいて各種予防健診や人間ドック等を積極的に受け入れる。
- ・各職種の専門性を生かし、地域住民を対象とした公開講座やセミナー開催による啓発活動を行う。
- ・病院ホームページをリニューアルし、治療法や健康に関する情報について、わかりやすく発信する。

3 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

- ・災害発生時の傷病者の受入体制の強化に向けた訓練を実施するとともに、事業継続計画（B C P）を充実する。
- ・地域医療機関をはじめ、災害拠点病院である県立3病院や徳島赤十字病院等との災害医療連携を強化する。
- ・新型インフルエンザ等の感染症対策を強化する。

(2) 他地域における医療救護への協力

- ・災害派遣医療チーム（D M A T）の技能向上のため各種研修等への参加を促進するとともに、大規模災害発生時には常時出動可能な体制を確保する。
- ・国や自治体が実施する広域災害医療訓練への参加を促進する。

4 人材の確保・養成

(1) 質の高い医師の確保・養成

ア 医師の確保と教育・研修の充実

- ・関係機関との連携を強化し、優秀な医師を確保する。
- ・高度医療の提供に向けて、先進病院での研修実施や学会への参加とともに、医師の専門医資格の取得を促進する。

イ 臨床研修医の確保

- ・自院の特色や他の臨床研修病院との連携により魅力ある研修プログラムを設定し、初期臨床研修医を確保する。
- ・地域枠医師の養成とともに、徳島大学病院・県立中央病院の連携施設として、専門研修の実施に取り組む。
- ・研修指導医の養成に取り組み、研修体制を強化する。

(2) 医療従事者の確保・養成

- ・職員の専門性の向上のため、研修要綱に基づいた計画的な研修を実施するとともに、研修成果の院内での共有を行う。
- ・看護水準の向上のため、新人看護師卒後臨床研修及び継続教育体制を充実するとともに、急性期機能の充実や地域支援等に資する認定看護師等、高度・専門的な資格取得を促進する。
- ・薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師等のコメディカルについて、専門性の向上に向け、研修制度を充実強化する。

(3) 看護専門学校の充実強化

ア 教員の計画的な養成

- ・臨床経験豊富な看護教員の養成のため、研修等への受講を促進する。
- ・ＩＣＴを活用した遠隔授業など、県立総合看護学校との連携を強化する。

イ 優秀な看護学生の確保

- ・高等学校等との連携を強化し、優秀な看護学生を確保する。
- ・教育内容の向上に取り組むとともに、鳴門病院をはじめ県内の医療機関への就職を促進する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき事項

1 業務運営体制

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、業務運営の改善および効率化に取り組む。

(1) 効果的な業務運営の推進

- ・中期計画及び年度計画を達成するため、理事長及び院長のリーダーシップによる効率的で効果的な業務執行体制を構築する。
- ・組織の目標達成や課題解決に向けて、部門毎の目標管理制度の運用などにより、職員の経営参画意識を高める。
- ・職員提案制度や表彰制度を設け、業務改善に向けた職員のモチベーションを高める。

(2) 事務職員の専門性の向上

- ・病院経営や診療報酬業務等の専門研修への参加により事務職員の専門性の向上に取り組み、医療職への積極的な提案を促進する。
- ・診療情報管理士等の専門資格の取得等を促進する。

(3) 人事評価システムの構築

- ・職員の能力の適正な評価とモチベーションの向上や人材育成に資する新たな人事評価制度を、県立病院など他病院の評価制度等を参考に構築する。

2 業務運営方法

(1) 県立病院との連携

- ・医薬品・診療材料等物品購入に係る共同交渉や災害医療連携の充実・強化、職員の相互派遣の拡大等に取り組む。
- ・県立病院との間で I C T を活用した効果的な医療情報連携に取り組む。

(2) 収入の確保

ア 収益力の強化

- ・急性期機能の発揮と特徴ある医療の推進により、新規入院・新規外来患者数の増加や病床利用率の向上に取り組む。
- ・手術・リハビリテーション収益の増加などにより、医業収益を向上させる。
- ・各職種が診療報酬改定の動向に機敏に対応し、迅速な施設基準の取得に取り組む。

【1日平均新規入院患者数】

平成27年度実績値 16.1人 → 平成32年度目標値 17.4人

【稼働病床利用率】

平成27年度実績値 76.9% → 平成32年度目標値 80.0%

イ 未収金の発生防止等

- ・診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止及び早期回収に取り組む。

(3) 費用の抑制

ア 新たな費用削減策の企画・立案

- ・支出削減推進チームを充実し、各職種の横断的チームにより、具体的な費用削減策を検討する。

イ 医薬品や診療材料等の購入

- ・県立病院との共同交渉を充実するとともに、在庫管理の精度を向上し費用を抑制する。

ウ 多様な契約方法の導入

- ・競争入札により透明性や公平性を確保するとともに、複数年契約等の多様な契約方法を導入するなど、費用の節減や事務の簡素化に取り組む。

第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

<目標>

- ・経常収支比率の目標（最終年度までに100.0%以上を達成）
平成27年度実績値 99.2% → 平成32年度目標値 100.0%以上
- ・医業収支比率の目標（最終年度までに98.0%以上を達成）
平成27年度実績値 97.0% → 平成32年度目標値 98.0%以上

1 予算（平成29年度～平成32年度）

(単位：百万円)

区分		金額
収入		
営業収益		27,061
医業収益		24,353
その他医業収益		2,708
営業外収益		1,448
運営費負担金収益		588
その他営業外収益		860
資本収入		4,235
短期借入金		3,200
長期借入金		1,035
その他資本収入		0
その他の収入		0
	計	32,744
支出		
営業費用		26,454
医業費用		26,398
給与費		16,332
材料費		5,813
経費		4,041
研究研修費		212
一般管理費		56
営業外費用		22
資本支出		5,151
建設改良費		1,631
長期借入金償還金		320
その他資本支出		3,200
その他の支出		0
	計	31,627

(注)給与改定及び物価の変動は考慮していない。

予算：地方独立行政法人の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの

<人件費の見積り>

第2期中期目標期間中の総額を『17,138百万円』とする。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

<運営費負担金のルール>

長期借入金元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成29年度～平成32年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収益の部	
営業収益	<u>27,216</u>
医業収益	<u>24,353</u>
その他医業収益	2,592
資産見返負債戻入	<u>155</u>
補助金収益	116
営業外収益	<u>1,448</u>
運営費負担金収益	<u>588</u>
その他営業外収益	860
臨時利益	4
計	<u>28,668</u>
費用の部	
営業費用	<u>28,414</u>
医業費用	<u>28,358</u>
給与費	17,087
材料費	<u>5,813</u>
経費	<u>4,041</u>
減価償却費	<u>1,205</u>
研究研修費	212
一般管理費	56
営業外費用	<u>22</u>
臨時損失	4
計	<u>28,440</u>
純利益	<u>228</u>
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>228</u>

(注)給与改定及び物価の変動は考慮していない。

収支計画：地方独立行政法人の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの

3 資金計画（平成29年度～平成32年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	<u>27,758</u>
診療業務による収入	<u>24,353</u>
運営費負担金による収入	<u>704</u>
その他の業務活動による収入	2,701
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	<u>4,235</u>
短期借入による収入	3,200
<u>長期借入による収入</u>	<u>1,035</u>
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	2,373
計	<u>34,366</u>
資金支出	
業務活動による支出	<u>26,476</u>
給与費支出	16,332
材料費支出	<u>5,813</u>
その他の業務活動による支出	<u>4,331</u>
投資活動による支出	<u>1,309</u>
有形固定資産の取得による支出	<u>1,309</u>
無形固定資産の取得による支出	0
財務活動による支出	<u>3,843</u>
短期借入金の返済による支出	3,200
<u>長期借入金の返済による支出</u>	<u>320</u>
その他の財務活動による支出	323
翌事業年度への繰越金	2,738
計	<u>34,366</u>

(注)給与改定及び物価の変動は考慮していない。

資金計画：地方独立行政法人の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

800百万円

2 想定される事由

- ・賞与の支給等、資金不足が生じた場合の対応
- ・偶発的な出資増への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

予定なし（7千万円以上の不動産（土地2万m²以上）等）

第6 剰余金の用途

- ・病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入
- ・人材育成及び能力開発の充実等

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び第85条第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。
- (2) 労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の対象となる医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院理事長（以下「理事長」という。）が徳島労働局長と協議して定めた額とする。
- (3) 医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。
- (4) 使用料の額の算定が(1)から(3)の規定により難い場合の使用料の額は、(1)から(3)の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。
- (5) (1)から(4)以外のものについては、別に理事長が定める額とする。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

- 施設及び設備の適切な維持補修を行うとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備する。
- 高額の施設、設備及び医療機器等については、長期借入金の償還等の負担も十分に考慮し、整備する。

【中期計画期間の施設及び設備整備に関する計画】

(単位：百万円)

区分	予定額	財源
施設、設備及び医療機器等の整備	1,449	設立団体からの長期借入金等

(注)

1 金額については、見込みである。

2 各事業年度の長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

- 職員間のコミュニケーションを積極的に図るとともに、ストレスチェック制度の円滑な運用などにより、メンタルヘルス対策を充実する。

(2) 就労環境の整備

- 院内保育所の運営など、育児支援制度の充実に取り組み、ワークライフバランスに配慮した就労環境を整備する。
- 勤務時間の設定や時間外勤務時間の縮減など、適切な労働時間の管理に取り組む。
- 定期健康診断の受診を促進するなど、職員の健康管理対策を充実する。

3 積立金の処分に関する計画

予定なし